

## 議第68号

**県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて**

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、令和4年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	41,095,000 <sup>円</sup>	△ 449,000 <sup>円</sup>	40,646,000 <sup>円</sup>
	長浜市	12,390,000	△ 1,635,000	10,755,000
	近江八幡市	1,016,000	696,000	1,712,000
	草津市	64,688,000	30,769,000	95,457,000
	守山市	7,200,000	8,000,000	15,200,000
	高島市	6,350,000	7,657,000	14,007,000
	東近江市	16,111,000	11,098,000	27,209,000
	米原市	4,550,000	5,850,000	10,400,000
	日野町	3,600,000	2,520,000	6,120,000
	竜王町	2,800,000	1,960,000	4,760,000
	愛荘町	2,596,000	1,650,000	4,246,000
	豊郷町	417,000	202,000	619,000
	甲良町	3,192,000	599,000	3,791,000
	多賀町	951,000	124,000	1,075,000
<b>計</b>	<b>174,656,000</b>	<b>69,041,000</b>	<b>243,697,000</b>	
県営経営体育成基盤整備事業	大津市	5,000,000	△ 2,500,000	2,500,000
	彦根市	4,601,000	7,000,000	11,601,000
	長浜市	7,503,000	△ 387,000	7,116,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	草津市	4,500,000 <sup>円</sup>	△ 4,500,000 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>
	栗東市	5,000,000	10,000,000	15,000,000
	高島市	14,000,000	△ 800,000	13,200,000
	東近江市	5,659,000	10,213,000	15,872,000
	米原市	9,680,000	4,510,000	14,190,000
	<b>計</b>	<b>55,943,000</b>	<b>23,536,000</b>	<b>79,479,000</b>
県営中山間地域総合整備事業	長浜市	2,925,000	1,300,000	4,225,000
	<b>計</b>	<b>10,425,000</b>	<b>1,300,000</b>	<b>11,725,000</b>
県営農地防災事業	大津市	10,230,000	2,242,000	12,472,000
	長浜市	15,600,000	20,534,000	36,134,000
	甲賀市	9,500,000	1,640,000	11,140,000
	湖南市	2,200,000	4,400,000	6,600,000
	高島市	17,050,000	2,750,000	19,800,000
	米原市	4,400,000	9,680,000	14,080,000
	<b>計</b>	<b>65,250,000</b>	<b>41,246,000</b>	<b>106,496,000</b>
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。				

(参考)

令和4年10月14日議決の「県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第134号）」の金額を改めようとするものである。